

各位



平成30年大阪府北部を震源とする地震による被害に遭われた 皆さまに対するご預金及びご融資のお取扱いについて

このたびの平成30年大阪府北部を震源とする地震により被害に遭われた皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。

株式会社池田泉州銀行（頭取 藤田 博久）では被害に遭われた方のご預金等の取扱いについての相談を全店窓口にて承っております。また、あわせて平成30年6月20日（水）からは、災害復旧を目的としたご融資の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

1. ご預金等のお取扱いについて

預金証書、通帳、お届けの印鑑を紛失された場合	ご本人さまであることを確認のうえ、ご預金を払い戻します。 （お届けの印鑑を紛失された場合はご相談ください）
手形、小切手等の取扱い	今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と話し合いのうえ、取立ができるよう努めます。災害時における手形・小切手の不渡・取引停止処分、電子記録債権の支払不能・取引停止処分等についても、ご事情を踏まえ配慮します。
紙幣のお取扱い	汚れた紙幣の引き換えについての相談を承ります。

●その他のお取扱いは当行ホームページに掲載しております。

2. ご融資のお取扱いについて

	個人のお客さま	法人・個人事業主のお客さま
対象商品	リフォームローン	災害対策融資
対象者	今回の地震により被害に遭われた方	（①または②のいずれかに該当） ①今回の地震により直接的または間接的に影響を受ける事業者 ②災害復旧の支援に積極的に取り組む事業者
資金用途	災害復旧にかかる住宅の補修資金等	震災の影響により必要となる事業資金
融資金利	（年）1.7%を適用いたします。 （参考）店頭表示金利（年）2.875%	当行所定金利（お客さまのご事情を考慮のうえ個別に対応させていただきます）
融資期間	15年以内	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内
融資金額	1,000万円以内	1億円以内
取扱期間	平成30年6月20日（水）～平成31年3月29日（金）	

●お申込みに際しては当行所定の審査があります。審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

以上